第十三条中「第四十条第一項第十号ホ」を「第四十条第一項第十一号ホ」に改め、同条第一号中「第八十二条第一項又は」を「第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、法第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十三の許可を取り消され、又は法第八十二条第一項若しくは」に、「、理事又は監事」を「若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者」に改め、同条第二十八号中「銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法」を「銀行法等」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条中第二十七号を第二十八号とし、第二十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同条第十八号中「日本」を「国内」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十七号中「第六十七条第三項」を「第六十三条の三十七第二項、第六十七条第三項」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「当該外国」を「、当該外国」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十五号を第十六号とし、同条第十四号中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法」を「銀行法等」に、「当該外国」を「、当該外国」に、「第一号」を「第一号若しくは第三号」に、「若しくは登録に」を「又は登録に」に改め、「拒否され」の下に「、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け」を加え、「解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とし、」を削り、「とする。以下この号において同じ」を「とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする」に、「その取消しの日から」を「当該取消しの日から」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第十五号並びに第二十一条第十一号及び第十五号」を「第十六号」に、「第二十七号並びに第二十一条第十一号及び第二十七号」を「第二十八号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「の規定により解散を命ぜられ、」を削り、「協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を取り消され、又は同法第六条の五第一項」を「解散を命ぜられ、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項」に、「取り消された」を「取り消され、又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二十三第一項若しくは第三項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録を取り消された」に、「第九号」を「第十号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、同条第四号中「又は同法」を「同法」に、「取り消された」を「取り消され、又は同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の二十三第一項若しくは第三項の規定により信用金庫法第八十五条の三第一項の登録を取り消された」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、同条第二号中「又は同法」を「同法」に、「取り消された」を「取り消され、又は同法第五十二条の六十の二十三第一項若しくは第三項の規定により同法第五十二条の六十の三の登録を取り消された」に、「日本」を「国内」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法人が法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十六条第一項の規定による特定資金移動業（法第三十六条の二第四項に規定する特定資金移動業をいう。以下同じ。）の廃止の命令を受け、又は法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその命令の日から五年を経過しない者

第二十条中「第七項に」を「第七項（これらの規定を法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に」に、「同条第六項」を「法第六十一条第六項」に改め、同条の表第九百四十条第三項（各号を除く。）の項中「（各号を除く。）」を削り、同条を第十九条の二とする。

第二十条の二を次のように改める。

（暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者）

第二十条の二　法第六十三条の五第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

二　法人が法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又は法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。）を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその命令の日から五年を経過しない者

三　法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

第二十条の三の表第九百四十条第三項（各号を除く。）の項中「（各号を除く。）」を削る。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　電子決済手段等

（電子決済手段等取引業の登録が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者）

第十九条の三　法第六十二条の六第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法人が法第五十六条第一項若しくは第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消され、法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二の登録を取り消され、法第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十三の許可を取り消され、又は法第八十二条第一項若しくは第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

二　第十三条各号（第一号及び第十三号を除く。）に掲げる者

三　法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者